

令和元年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会質疑応答

【協議事項（「令和2年度京都市国民健康保険事業（案）について」及び「国民健康保険料の賦課限度額の改定について」）に係る質疑応答】

瀧本会長 それでは、ただ今の説明について、御質問、御意見があれば、お願いしたい。

柏木委員 質問は2点ある。

1点目は国民健康保険料の賦課限度額の改定について、高所得者の上限を引き上げたということだが、資料2のP2のイメージ図において点線が実線になることで、京都市において収入の増減はどのような面積バランスになると見込んでいるのか。

2点目は、全体の事業内容、例えば健康づくりや医療費を下げる取組について、別途議論する機会があるのか。

酒井課長 1点目の賦課限度額改定の面積バランスについては、イメージ図の下側の棒グラフを御覧いただきたい。医療分保険料において、負担が増加するのは3,000世帯、逆に負担緩和は98,000世帯と考えている。イメージ図のグラフの傾きが保険料率だと説明したが、厳密には今回の予算内容を反映していない。一般論としては図のようになるが、今回の予算では保険料率を据え置くため、グラフの傾きが下がるものではない。つまり、限度額改定によって、図にあるような中間所得者層の保険料負担を軽減する効果はあるものの、別の要素として、1人あたりの医療費が増えている中で、保険料を増やしていかなければならないという要素もある。いくつかの要素から保険料率が据置となっている中で、面積図における収入の増減分析は難しい。

2点目の質問については、本運営協議会は年2回予定しており、例年8月頃に開催する1回目の会議において、国保事業の取組内容について詳しく御説明し、議論いただいている。今回の会議では、予算に関することを中心に議題を設定している。

柏木委員 ということは、保険料率を据え置く中で様々な要因があるが、収入の増減は等しくなるイメージでよいのか。

酒井課長 限度額改定の部分のみを考えると、そういうことである。

瀧本会長 他に、御質問、御意見はあるか。

神田委員 今の質問について、負担増加世帯の3,000世帯はどうやって決めたのか。

酒井課長 前年所得をベースに推計している。参考資料のP4に所得階層別保険料負担のモデルケースを記載している。給与支払額が800万円を超えると介護分がこれまでの上限を超えて高くなり、1,020万円を超えると医療分もこれまでの上限を超える。これらの影響を受ける世帯を推計したところ、3,000世帯が見込まれるものである。

- 瀧本会長 他に、御質問、御意見はあるか。
- 大八木委員 国保の財政が厳しいというのは資料の数字を見て分かるが、例えば、参考資料のP3にあるように、直近10年の傾向を見れば、医療費は上がっているのに対し、一般1人当たり保険料についてはほぼ10年前と変わっていない。一般会計の繰入金とも関連していると思われるが、資料の中に繰入金の変動が分かるものはあるか。また、資料1のP1で約172億円もの一般会計繰入金を確保することにより保険料率を据え置いたとあるが、一般の被保険者数が減少しているということは、財政にも影響していると考えられるがいかか。
- 酒井課長 1点目の医療費と保険料の推移について、この10年間の保険料率を見ると、ほぼ据え置きをしてきている中で、27年度と30年度は保険料率の引下げを行っている。それらの年に国からの公費支援の拡充が行われたことが大きな要因となっている。この時は、保険料率の引下げと合わせて、一般会計繰入金も削減している。令和元年度については、保険料率を据え置いているが、繰入金は増額している。  
2点目の質問について、被保険者数が減っている中で一般会計繰入金を同額確保すれば、1人当たりの金額は増えることになる。
- 大八木委員 最初の質問にもあったとおり、事業との連動が重要になってくる。夏の会議において各取組の内容を議論するとともに、被保険者の方々に一般会計繰入金が充当されていることの理解を促し、全体で取り組んでいくような広報の在り方についても検討いただきたい。
- 瀧本委員 他に、御質問、御意見はあるか。
- 山口委員 資料1のP3の下の方に、「京都府基金からの貸付金11億円を含むため、実質的には2億円の黒字」とある。この貸付金は全て返済したと思うが、基金は現在、いくら残っているのか。基金の積立はどのような状態なのか。
- 酒井課長 基金には、京都府が持っている基金と、京都市の基金との2種類がある。今年度に基金を全額取り崩したというのは、京都市の基金のことである。これは、平成29年度の決算において黒字が出たものを、一旦基金に積み立て、令和元年度に全額取り崩したものであり、残額はゼロである。これとは別に京都府の基金があり、昨年度の京都市がそうであったように、保険料の収入額が見込みよりも減少した場合に、一時的に資金の貸付を行うものである。後年度に返還することで、基金を維持していくこととなる。
- 山口委員 京都市基金がゼロになっているとのことだが、収支にマイナスが生じた場合には府の基金で対応するということがよいか。
- 酒井課長 令和元年度は予算編成時に収支不足が生じたことから、市の基金を取り崩すことで収支均衡を図った。府の基金は、年度途中で、保険料の収入不足等により府へ納める納付金が不足した場合などに活用するものであることから、今後予算編成時に収支が不足する場合は、府の基金から借りるのではなく、例えば保険料を引き上げるなどにより、収支均衡を図ることになる。

山口委員 府の基金に関して、現状どのような財政状況になっていて、誰が管理しているのか。

酒井課長 府の基金については、平成30年度の都道府県単位化に向けて設置されたものであり、平成30年度末に40億円規模の基金がある。管理は府が行っている。

瀧本会長 他に、御質問、御意見はあるか。  
無いようなので、私から1つ質問させて頂く。医療保険制度の一本化を国に要望しているとのことだが、進捗を伺いたい。

酒井課長 平成30年度の都道府県単位化は国保制度始まって以来の大改革と言われており、それを安定的に運営していくのが国における当面の課題である。そのため、次のステップはすぐには見えてこない状況にあるが、京都市単独で、また政令市で連携しながら、毎年制度改革を国に対して要望している。

瀧本会長 是非とも先の目標を定めて要望をお願いしたい。  
それでは、諮問事項については、京都市へ答申したいと思う。先ほどからの議論を踏まえ、この場で答申書を作成して副市長に提出する。答申の原案を作成するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

【休憩・答申案作成】

瀧本会長 協議会を再開する。  
答申案について御意見がなければ本案を本協議会の答申としたいが、いかがか。  
異議がないようなので、私から副市長に提出する。